

志木市指定給水装置工事事業者の研修等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、志木市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に定期的な研修を受講させることにより、水道使用者への安心・安全な給水の確保の実現及び速やかな情報提供を図るとともに、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任、解任等の変更届提出状況の確認を行うことを目的とする。

(研修対象者)

第2条 研修の対象は、指定事業者において、この研修を踏まえ、必要な社内の周知及び教育を実施できる者とする。

(研修時期)

第3条 研修は、原則として3年に1回の開催をするものとする。ただし、他の水道事業者及び公益社団法人日本水道協会の開催する指定給水工事事業者研修会の受講を持って研修とすることができる。

(研修通知)

第4条 市長は、研修を開催する時は全指定事業者に対して通知するものとする。

(申請手続)

第5条 研修を受講しようとする指定事業者は、志木市指定給水装置工事事業者研修受講申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。この場合において、主任技術者の選任解任等の変更届出提出状況の確認を行うため、これらの関係書類を添付するものとする。

- (1) 指定事業者の氏名又は名称
- (2) 研修を受けようとする者の氏名及び住所
- (3) 主任技術者の場合は、免状交付番号

(研修費用)

第6条 市長は、研修に際し、研修を受講する指定事業者から研修受講料として、その費用を徴収することができる。

(研修受講報告)

第7条 第3条のただし書きの規定により、他の水道事業者及び公益社団法人日本水道協会の開催する指定給水装置工事事業者研修会を受講した指定事業者は、志木市指定給水装置工事事業者研修会受講報告書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(修了証書の交付)

第8条 市長は研修を受講した指定事業者に対して、修了証書（様式第3号）を交付する。

(研修未受講者の取扱い)

第9条 市長は研修を受講しなかった指定事業者に、志木市指定給水装置工事事業者研修会不参加理由書（様式第4号）を提出させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の研修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施日)

第1条 この要綱は、平成22年6月1日から実施する。

(実施日前の研修等受講の指定事業者の取扱い)

第2条 この要綱の実施日から前3年を経過していない、研修等を受講した指定事業者は、この要綱を適用する。ただし、修了書の受講年度は、当該研修を受講した年度とする。

第 号

修了証書

指 定 番 号 第 号

氏名又は名称

受 講 者 名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号第 号

あなたは 年度指定給水装置工事事業者の研修を修了
したことを証します

年 月 日

水道事業者 志木市長

様式第1号（第5条関係）

志木市指定給水装置工事事業者研修受講申請書

年 月 日

(あて先) 水道事業者 志木市長

志木市指定給水装置工事事業者の研修を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[illegible]

様式第 2 号（第 7 条関係）

志木市指定給水装置工事事業者研修受講報告書

年 月 日

（あて先）水道事業者 志木市長

志木市指定給水装置工事事業者の研修を受けましたので、関係書類を添えて報告します。

指 定 番 号	第 号	
フリガナ 氏名又は名称		
住 所		
代表者の氏名		
電話番号		
F A X 番号		
E メールアドレス		
研 修 受 講 者		
氏 名	住 所	主任技術者の場合は 免状交付番号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号

〈添付書類〉

- 1. 公益社団法人日本水道協会指定給水装置工事事業者研修会受講証明書の写し
- 2. 他の水道事業者指定給水装置工事事業者研修会修了書の写し